

半期業務報告 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

<事業活動の概況>

当期間における航空業界は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、過去に経験したことのない甚大な影響を受けており、2020年度上半期の航空旅客需要は極めて厳しい状況となりました。とりわけ日本国内において4月に緊急事態宣言が発出されて以降、移動需要が著しく減少し、神戸空港においても計画便の運休が相次ぎました。

その結果、規制緩和による増便効果が期待できたところではありましたが、移動の自粛による航空需要の大幅な落ち込みにより、当期間における旅客数は43万人（前年同期比-75%）、発着回数は1.0万回（前年同期比-34%）となりました。

当社は、神戸空港の安全・安心を最優先に取り組むとともに、中期及び単年度事業計画に基づき、企業価値の向上に取り組んでまいりました。また、神戸空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書第47条及びセルフモニタリング実施計画に基づき半期セルフモニタリングを実施し、全項目において要求水準の充足を確認しております。また、空港を利用される皆さまの安全安心の確保のために滑走路のオーバーレイ工事に着手いたしました。

<損益の概況>

当期間における営業収益は834百万円、営業費用は924百万円、営業損失は90百万円となりました。

また、営業外収益として2百万円を、営業外費用として66百万円を加え、経常損失は154百万円となりました。これに特別損益や税金等の調整を行った結果、中間純損失は113百万円となりました。

1-2. 設備投資の状況

当期間において大きな設備投資はありません。

1-3. 資金調達の状況

当期間における資金調達は行っておりません。

1-4. 対処すべき課題

当社においても、COVID-19の影響は甚大であり、大変厳しい状況が見込まれます。当社は、COVID-19に対して、「新型インフルエンザ対策 BCP」の基本方針に基づいて対応を行っております。空港利用者及び社員への感染防止のため、空港内各所への消毒液等衛生用品類の配備や注意喚起の掲示、在宅勤務・時差出勤の推進のほか、来たる需要回復に備えて、必要な空港機能の維持への注力も行ってまいります。

また、財務面では合理的且つ無駄がないキャッシュアウトフローを実現するため費用削減策に全社一丸となって取り組んでおります。

さらに当社では、COVID-19の感染拡大による航空旅客の急激な減少を受け、乗り入れ航空会社や空港内テナント事業者等に対し、使用料や賃料の減免や支払い猶予の支援策に取り組んでおります。

1-5. 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区分	期	第1期	第2期	第3期	第4期（半期）
		自 2017年 8月 10日 至 2018年 3月 31日	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日	自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日
営業収益（百万円）		—	2,663	2,796	834
営業利益（百万円）		△238	504	373	△90
経常利益（百万円）		△238	372	250	△154
中間(当期)純利益(百万円)		△166	322	172	△113
1株当たり中間(当期)純利益(円)		△30,755.59	59,754.65	31,948.46	△21,024.49
総資産（百万円）		1,466	21,546	21,579	20,686

1-6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

① 親会社の状況

当社の親会社は関西エアポート株式会社であり、同社は当社の全株式5,400株を保有しております。当社は、同社との間で「資金の預入れ」、「借入金利息の支払」等の取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で当該取引をするにあたっては、同社と協議の上、当社の利益を害することがないように合理的な判断に基づき、公正かつ適正に取引条件を決定しております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

取締役会としては、上記の対応により必要な措置が講じられていると判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる意見の場合の当該意見

当社は、社外取締役を置いていないため、該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

当社には、子会社はありません。

1-7. 主要な事業内容

当社は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、神戸空港特定運営事業等に関する業務を主な事業としております。

1-8. 主要な事業所

本 店 神戸市中央区神戸空港1番

1-9. 使用人の状況

当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	1名増	39.9歳	1.7年

1-10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
関西エアポート株式会社	808百万円

1-11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 15,000株
- ②発行済株式の総数 5,400株
- ③株主数 1名
- ④株主

株主名	持株数	持株比率
関西エアポート株式会社	5,400株	100%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況 (2020年9月30日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 (CEO)	山谷 佳之	全般	関西エアポート株式会社 代表取締役社長 (CEO)
代表取締役副社長 (Co-CEO)	ブノア・リュロ	全般	関西エアポート株式会社 代表取締役副社長 (Co-CEO)

取締役	坂本 龍平	財務	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (CFO)
取締役	ジェレミ・ゴールドストリッチ	運用	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (COO)
取締役	マチュー・ブティティ	技術	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (CTO)
取締役	フランソワ・スタレスキー	航空 営業	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (CCO)
取締役	ステファン・ジェフロイ	商業	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (CCO)
取締役	西尾 裕	管理	関西エアポート株式会社 専務執行役員 (CAO)
取締役	三浦 覚	渉外	関西エアポート株式会社 常務執行役員 (CRO)
取締役	北山 博		関西エアポート株式会社 常務執行役員 (伊丹空港本部長)
取締役	フランソワ・シャンボン	財務	関西エアポート株式会社 常務執行役員 (Deputy-CFO)
監査役	田中 明道		関西エアポート株式会社 執行役員

(注)

1. 2020年4月1日付で、ステファン・ジェフロイ氏、三浦 覚氏は取締役に就任いたしました。
2. 2020年5月1日付で、フランソワ・スタレスキー氏は取締役に就任いたしました。
3. 2020年9月30日付で、取締役 ジェレミ・ゴールドストリッチ氏は辞任いたしました。

(参考：執行役員)

地 位	氏 名	担 当
執行役員	片平 聡	神戸統括部長
執行役員	山本 雅章	神戸運用部長

4－2．取締役及び監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役については、報酬はありません。

4－3．社外取締役の主な活動状況

当社は、社外取締役を選任しておりません。

4－4．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5-2. 当事業年度に係る報酬等の額

会計監査人の報酬等の額については、年間報告書で記載させていただきます。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、当社都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを検討いたします。

6. 会社の体制及び方針

6-1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・倫理規程、公益通報処理規程等の規則に基づき、取締役及び使用人への研修を実施するとともに、コンプライアンス体制の整備を図る。
- ・親会社である関西エアポート株式会社の内部監査部門が実施する監査を受けるとともに、必要に応じ親会社に監査の実施を要請する。
- ・使用人等からの法令違反行為に関する通報等に対応する窓口を設置するとともに、関西エアポートグループの通報システムを利用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、契約書、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い分類し、適切に保存・管理を行うものとする。
- ・会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するために、情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティポリシーの運用状況を管理するための体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・災害、事故、環境問題等に係るリスクについては、未然防止の観点から、規則・指針の制定、研修・訓練の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

・さらに多様化するリスクに対して、リスクを評価・分析し、リスク管理の実効性を確保するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、迅速かつ効率的な業務執行を図るため、執行役員制度を採用している。

・法令又は定款に定める事項及び特に重要な事項は取締役会で決議し、その他事項については、効率性を図るため組織規程及び専決規程において明確化された職務分掌及び権限に基づき取締役および執行役員等が決議する体制とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社に子会社は存在しないが、親会社との関係では、関西エアポート株式会社の内部統制システムの基本方針及び規則等に基づき、関西エアポートグループにおける業務適正の確保に対応する。

(6) 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人は設置しない。なお、監査役から職務遂行上の補助を要請される場合には、臨時の補助者（外部専門家を含む。）を置くこととし、当該指揮命令権については監査役にあり、専ら、臨時の補助者は監査役の指示命令に従うものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法定の事項のほか、法令又は定款に違反する行為その他当社に重大な影響を及ぼす事項を知った場合には、すみやかに監査役に対してその内容を報告する。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する。監査役は、必要に応じ、取締役及び使用人から意見を聴取し、又は取締役及び使用人との間で意見交換を行うことができることとする。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

・当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社内においてその旨を周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じることとする。また、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等に充てるため、監査役との協議に基づき、毎年度予算措置を講ずる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人を監督する。また、取締役は、会計監査人の報酬を決定する場合及び会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、監査役の事前承認を得るものとする。

6-2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で制定された内部統制システムの基本方針に則り、各規則を順次整備しているとともに、親会社である関西エアポート株式会社の内部監査部門による内部監査も実施しております。

また、事業遂行の中で明らかになった課題についても、適宜対応してまいりました。

6－3．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

6－4．剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

6－5．会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。